



別府市立亀川小学校に、平成29・30年度の「金銭教育研究校」を委嘱しました

5月22日(月)、**別府市立亀川小学校**(林 淳一郎校長)において、県・市教育委員会関係者出席の下、「金銭教育研究校委嘱式」を行いました。

亀川小学校では、今後2年間に亘り、児童に「健全な金銭感覚を養い、ものやお金を大切にすること」を学ぶ金銭教育に取り組んで頂きます。

また、委嘱式に先立ち、濱田 秀夫副会長(日本銀行大分支店長)が「おかねの話」と題し、児童・教職員に対し「金銭教育出前講座」を行いました。

児童たちは、「お金の働きとお金の流れについて」の説明を受けた後、実際にお札に施された偽造防止技術を確認したり、日本銀行大分支店より持参された1億円の模型を持ってその重さを体験しました。また、破れたり汚れたりしたお札の引換方法や、使えなくなったお札はシュレッター裁断され、トイレットペーパーにリサイクルされていることなどを学習しました。



平成29年度「総会」を開催しました

5月24日(水)、平成29年度「大分県金融広報委員会総会」を開催し、県、大分財務事務所、日本銀行大分支店および県内金融機関委員の承認を得て、本年度の活動方針等を決定しました。

具体的には、今年度新たに委嘱した金銭教育研究校(別府市立亀川小学校)に対する教育実践面での支援や、学校への「出前講座」の開催、「作文・小論文コンクール」への参加促進等を通じ、**学校段階での金融・金銭教育の一層の普及・定着を図る**とともに、県教育委員会等と連携し、より効果的な実践に取り組めます。

また、著名な講師を招いて行う「金融経済講演会」を大分市で開催するほか、身近な金融経済の話題をテーマにした「巡回金融講座」を希望される市町村で開催し、**金融経済知識の県内全域への広がり**とともに、市町村との更なる連携強化を図っていく予定です。

「作文・小論文コンクール」の募集を開始します

金融広報中央委員会(事務局:日本銀行本店情報サービス局)では、中・高校生等を対象とした「作文・小論文コンクール」を実施します。

詳しい応募要領は、金融広報中央委員会のホームページ(<http://www.ron2017.jp/>)または各中学校・高校等に配布しているチラシ・ポスターをご覧ください。

コンクールの種類	対象	締め切り	文字数
第50回「おかねの作文」	中学生	9月20日(水)消印有効	1,600~2,000字
第15回「金融と経済を考える」	高校生等	9月20日(水)消印有効	2,000~4,000字
第14回「金融教育に関する小論文・実践報告」	教員等	9月30日(土)消印有効	2,000~6,000字

「仮想通貨」に関する新しい制度が開始されました

平成29年4月1日から、仮想通貨（注）に関する新しい制度が開始され、以下のとおり、仮想通貨交換業（仮想通貨と法定通貨又は仮想通貨同士の交換や交換に際して利用者の金銭・仮想通貨を管理する業務）を行う事業者に対する規制が整備されました。

（注）仮想通貨とは、次の性質を持つ財産的価値をいいます。

- ・不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨と相互に交換できる
- ・電子的に記録され、移転できる
- ・法定通貨又は法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない有名な仮想通貨として、例えば、ビットコインがあります。



①登録制の導入

金融庁・財務局の登録を受けた事業者のみが、国内で仮想通貨交換業を行うことができます。

②利用者への適切な情報提供

（i）取り扱う仮想通貨の名称や仕組み等の説明、（ii）仮想通貨の特性、（iii）手数料等の契約内容などの情報を提供することが義務付けられました。

③利用者財産の分別

利用者から預かった金銭・仮想通貨と、事業者自身の金銭・仮想通貨とを明確に区分して管理することが義務付けられました。

④取引時確認の実施

（i）口座開設時、（ii）200万円超の仮想通貨の交換・現金取引、（iii）10万円超の仮想通貨の移転（送金）の場合には、運転免許証などの公的証明書の確認等が義務付けられました。

（※）仮想通貨に関するご相談については、以下の窓口までご連絡ください。

仮想通貨を含む金融サービスに関する一般的なご相談（金融庁）0570-016811

仮想通貨の不審な勧誘に関するご相談（消費者ホットライン）188

詐欺と思われるトラブルに関するご相談 最寄りの警察本部、警察署までお問い合わせください。

大分財務事務所では、多重債務相談窓口を設置し、借金を抱えてお悩みの方からの相談に応じ、債務整理についてのアドバイス、弁護士や司法書士等の専門家への引き継ぎなど、解決に向けての助言を行っております。

借金の返済等でお悩みの方は、以下の電話番号にお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】九州財務局 大分財務事務所 多重債務相談窓口 097-532-7188

平成29年4月から、「仮想通貨」に関する新しい制度が開始されます。改正資金決済法等の施行

仮想通貨が身近になりつつある中、仮想通貨交換サービスが適切に実施されるよう制度整備を行いました。

金融庁

リーフレットは、金融庁HP（<http://www.fsa.go.jp/commo/about/20170403.pdf>）に掲載されています。

大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

知るぽると
大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>